

判決年月日	平成28年3月23日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成27年(行ケ)10127号		
○ 「レーザ加工装置」という名称の本件発明につき、引用例に接した当業者が本件発明と引用発明との相違点に係る構成を採用する動機付けを欠くと判断して、容易想到性を否定した事例			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第3138613号(本件特許), ドイツ連邦共和国実用新案第9407288号明細書(引用発明), 無効2010-800162号(無効審決)

判 決 要 旨

1 発明の名称を「レーザ加工装置」とする原告出願の本件特許に対する特許無効審判請求について、審決は、本件発明は、引用例に記載された発明(以下「引用発明」という。)及び周知の技術事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないものである旨判断した。

2 これに対し、本判決は、以下のとおり、引用例に接した当業者が本件発明と引用発明との相違点に係る構成を採用する動機付けを欠くと判断して、審決を取り消した。

(1) 本件発明と引用発明とは、本件発明の「流体排出経路」は、「流体供給経路」よりも狭くしたものであるのに対し、引用発明の「流体排出経路」と「流体供給経路」がそのようなものであるか明らかではない点において相違している(相違点4)。

(2) 引用例には、流体供給経路及び流体排出経路のいずれについても、その管の広さ(径の大きさ)に関する記載は、一切ない。また、本件発明において、流体排出経路を流体供給経路よりも狭くしたのは、少ない流量の気体でレーザビーム反射面の反対側に、レーザビーム反射部材が弾性変形をするのに要する気体圧力をかけるためのものと認められるところ、引用例中には、少ない流量の流体でレーザビーム反射面である鏡面の反対側に、レーザビーム反射部材に相当する金属円板が弾性変形するに要する圧力をかけることに関する記載も示唆もない。

周知例中、流体排出経路を流体供給経路よりも狭くすることを開示又は示唆するものはない。

(3) 以上に鑑みると、本件特許出願時において、引用例に接した当業者が、流体排出経路を流体供給経路よりも狭いものにしようとする動機付けがあるということはできず、引用発明から、相違点4に係る本件発明を容易に想到することはできない。